

長久手市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に関する監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年3月17日

長久手市監査委員 神谷保宏

長久手市監査委員 岡崎つよし

## 令和 6 年度財政援助団体等に関する監査結果報告書

### 1 長久手市監査基準への準拠

長久手市観光交流推進事業補助金の交付を受けている一般社団法人長久手市観光交流協会に対する財政援助団体等に関する監査は、長久手市監査基準に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に関する監査

### 3 監査の対象

#### (1) 対象団体

一般社団法人長久手市観光交流協会

#### (2) 対象所管部局

くらし文化部観光商工課

### 4 監査の着眼点

令和 6 年度財政援助団体等に関する監査実施要項に定める着眼点に沿って実施した。

### 5 監査の実施内容

#### (1) 実施日

令和 7 年 1 月 22 日 (水)

#### (2) 実施場所

長久手市役所西庁舎 3 階 教養会議室

#### (3) 実施方法

監査にあたっては、あらかじめ関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の点検、確認、照合等を行った。

監査当日は、関係者から説明を受けるとともに、質疑や証拠書類の確認を実施した。

## 6 監査の結果

関係書類を抽出して審査したところ、監査の対象となった一般社団法人長久手市観光交流協会の補助金等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って、おおむね適正に行われていることが認められた。

なお、軽微な事項については、口頭で指導したので記載を省略する。